

## 地上デジタル放送コンテンツ利用規制の日米比較（メモ）

鬼木 甫

大阪学院大学

2005年5月21日

### I. 日本

#### A. 規制内容

すべてのコンテンツについて copy-once 制限

緊急時放送、公共目的放送を含む

#### B. 規制手段

放送事業者はすべてのコンテンツをスクランブル放送

B-CAS カードによりデスクランブルし、視聴可能となる

B-CAS カード：

放送番組のスクランブル手段

同時にコピーガード機能をはたす

コピーガード機能付の受信機にのみカードを賦与

発行：

(株)BCAS (BS Conditional Access Systems) による独占的発行

放送事業者等の共同出資により設立

#### C. 規制の法的根拠

##### 1. 放送法関連

放送事業者によるガード実施を総務省が「默認」

法条文根拠なし（?）

パブリック・コメント等のプロセスなしで進行・成立

##### 2. 著作権法関係

放送コンテンツに著作権を認める

#### D. 問題点

##### 1. 「公平」の視点から

放送事業者、番組制作者を強く保護

視聴者の利益は後まわし

放送事業者の持つ「電波使用権」とバランスがとれていない

##### 2. 放送コンテンツの有効利用の視点から

著作権保護の必要性が薄いコンテンツの利用を阻害

例：「ニュース」を教材に使うことが不便・不可能

## II. 米国

### A. 規制内容

放送事業者が選択したコンテンツについて Copy-once 制限  
公共目的放送・ニュースなどは非保護になる見込み

### B. 規制手段

放送事業者は自己の選択により放送コンテンツにマーク (broadcast flag) を付ける  
(地上放送事業者はデジタル放送用電波をオークションなしで割当てられている  
が、これは「無料放送」であることが条件。有料放送の際には、オークション  
価格に相当する電波使用料を支払わなければならない。したがって、スクリン  
ブル放送は問題にならない。)

FCC が受信機供給を規制  
flag 付コンテンツについてコピー・ガード機能付を持つ受信機のみ販売を許可  
(2005 年 7 月より)  
コピー・ガード方式は FCC が認証  
複数種類の技術間競争

### C. 規制の法的根拠

1. 通信法・FCC 関連
  - a. FCC の規則制定  
通常の公開されたプロセスとして進行  
(結果 : 2002 年、17FCCR16027、16028 他)
  - b. broadcast flag 規制について司法係争中  
図書館団体、教育団体などが同規制に反対  
DC 控訴裁判所が上記規制を違法と判決 (2005 年 5 月 6 日、US Appeals  
04-1037)  
理由 : FCC の規制権限は「受信後のコンテンツ」に及ばない。  
この結果、現状は無規制状態、2005 年 7 月以降もこれが続く見込
2. 著作権法関連  
放送コンテンツに著作権を認めて保護

### D. 問題点

放送コンテンツが著作権法の保護だけで流通  
(音楽コンテンツの現状と類似)  
デジタル放送の普及が遅れる (?)